

府中市道路反射鏡設置基準

令和 7 年 9 月
府中市建設部土木課

1. はじめに

本基準は、府中市が道路管理者として道路反射鏡（以下、「カーブミラー」という。）を設置する場合に適用します。

カーブミラーにおいては、建物や壁等が原因で見通しの悪い交差点や曲線部（カーブ）において、自動車の直接目視確認が困難な場合に車両等の衝突防止を目的として設置するものです。遠近感が分かりにくい等のデメリットに加え、ミラーのみを注視することにより歩行者や自転車の巻き込み事故の危険性について警察からの指摘もあることから、設置については慎重に判断しています。

また、カーブミラーにおいては、あくまで見通しの悪い場所における安全確認の「補助施設」であり、最終的な安全の確認は、運転者自身の直接目視によることが原則となります。

なお、左右の見通しのきかない交差点に入る際は、車両等には徐行義務があります。（道路交通法第 42 条）

2. カーブミラーの特性について

カーブミラーには、①から④のような性質があり、自転車・歩行者にとってはかえって危険になる場合があるため、交差点等において適切に安全確認が行える位置からの直接目視による確認が困難な箇所だけに設置します。

- ① 次ページの図-1 のとおり、カーブミラーは運転手の目線に設置される設備であり、見えない部分（死角）が必ず生じるため、死角から出てくる自転車や歩行者の発見が遅れることがある。
- ② 接近する車がないことを遠方から確認できるため、通過速度の上昇や一時停止違反を招きやすい。
- ③ カーブミラーに映る車は小さく見え、遠くに感じやすいため、速度感・距離感がつかみづらい。
- ④ カーブミラーには左右が反転して映るため、手前と奥が逆に見え、混乱を招きやすい。

※カーブミラーに映っていないから安全だと思い込み、交差点などにおいて徐行や一旦停止を行わずに進入すれば、死角にいる歩行者・自転車との衝突や重大な巻き込み事故が発生する可能性があります。

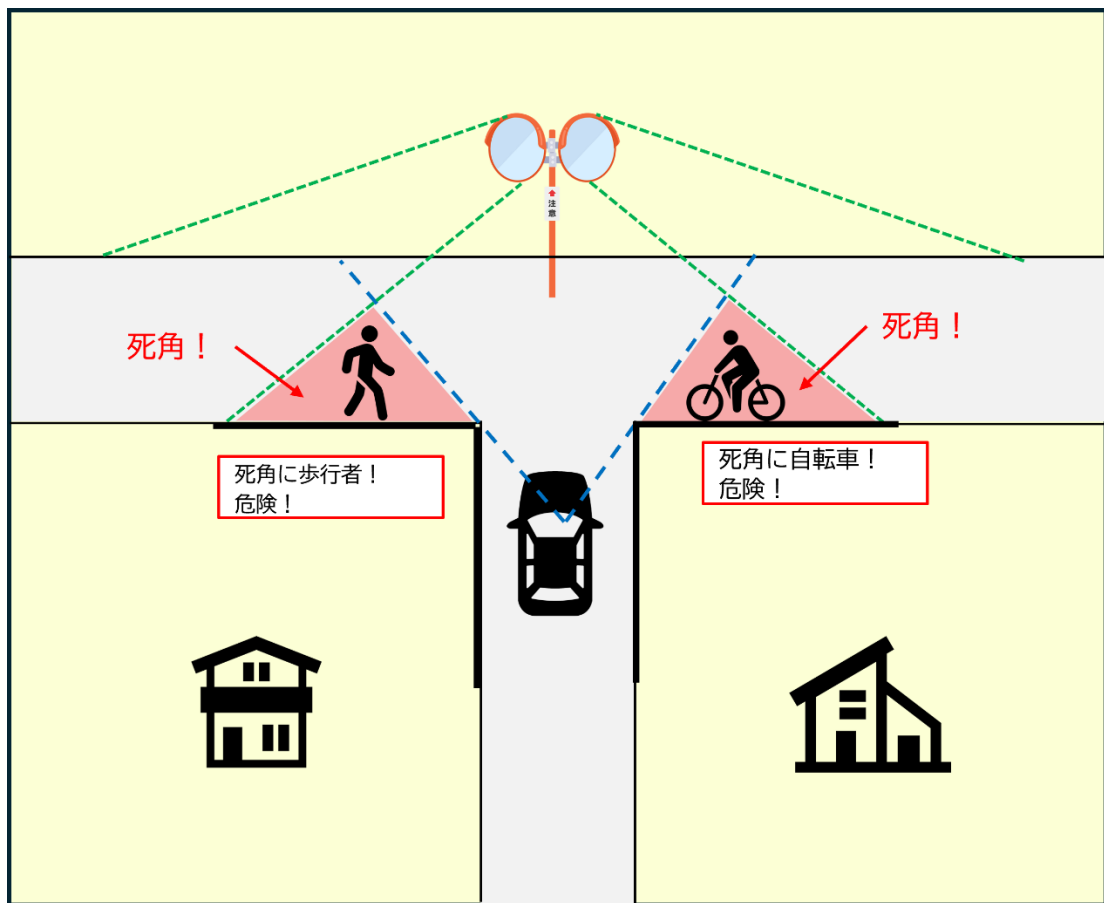


図-1 死角のイメージ

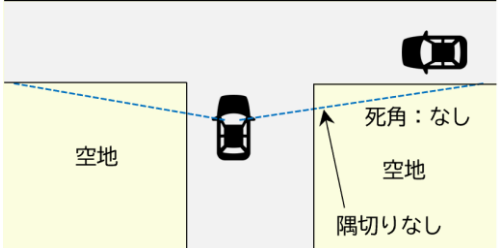
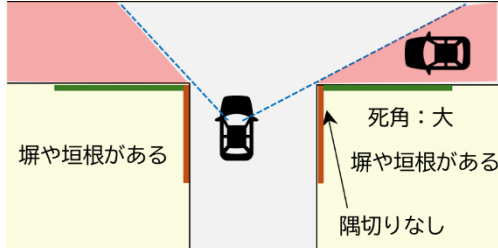
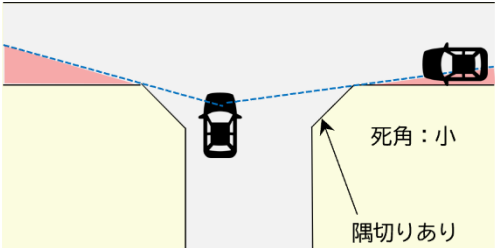
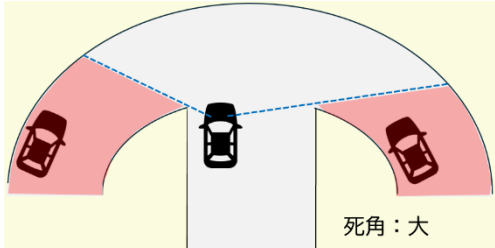
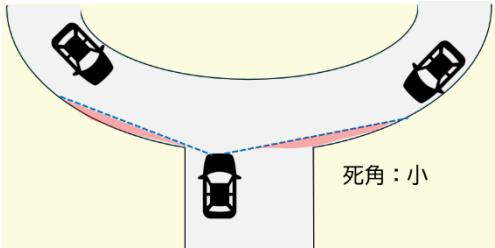
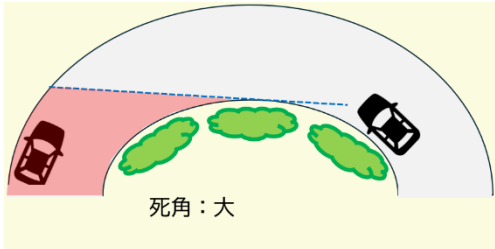
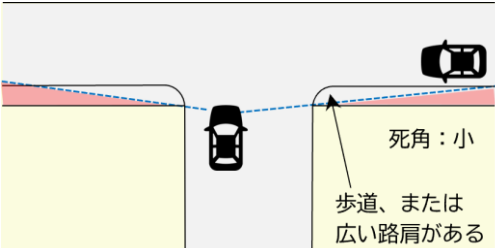
3. 設置基準について

カーブミラーの設置については、町内会からの要望に応じて現地調査を実施し、直接目視での安全確認が困難な場所であることを確認したうえで、カーブミラーの特性を考慮しつつ設置の可否について検討します。

そのため、直接目視での安全確認が可能な箇所、または直接目視が困難な場合であっても、通学路や高齢者施設等が付近にある道路には、設置による歩行者等への危険性を重視し、設置を見送る場合があります。

カーブミラーの新規設置に関しては、現地確認を行い、原則として『交差点等における一般的な設置の判断基準』により判断します。

■ 交差点等における一般的な設置の判断基準

設置しないと判断する場合 (法令等に定められた通行を行えば危険が除去できる)	設置を検討する場合
空地等の土地利用形態により、見通しが確保できている場合 	道路幅員が狭く、民有内の塀や垣根等により、見通しが確保できない場合 
隅切りがあり、見通しが確保されている場合 	内へカーブしており、見通しが確保できない場合 
外へカーブしており、見通しが確保されている場合 	急カーブで、見通しが確保できない場合 
歩道、または広い路肩があり、一時停止や徐行をして進むことにより見通しが確保できる場合 	

※設置の可否については、上表の判断基準を参考とし総合的に判断します。

4. 設置位置について

設置位置は、原則道路用地内としますが、地形の状況その他やむを得ない理由により設置が困難な場合は、道路占用物への添架、または土地所有者の承諾書を得たうえで、民有地に設置することができるものとします。ただし、土地所有者の承諾書は、設置を要望される町内会で取得をお願いいたします。

また、設置箇所に隣接する土地及び建物等利用の妨げとなる恐れがある場合にも、同様に承諾書が必要となります。

5. カーブミラーを原則設置しない場所

① 私道と市道の交差点及び私道内

公共性の観点から利用者や受益者が限定されるため、設置しません。

なお、私有地等から公道へ入る場合は一時停止義務があります。(道路交通法第 17 条)

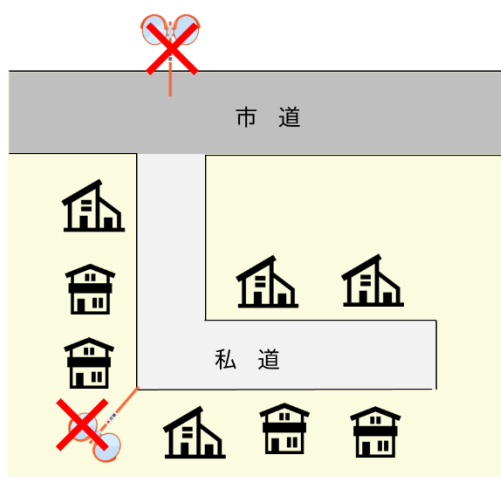


図-2

② 個人宅や事業所、施設等の駐車場の出入口

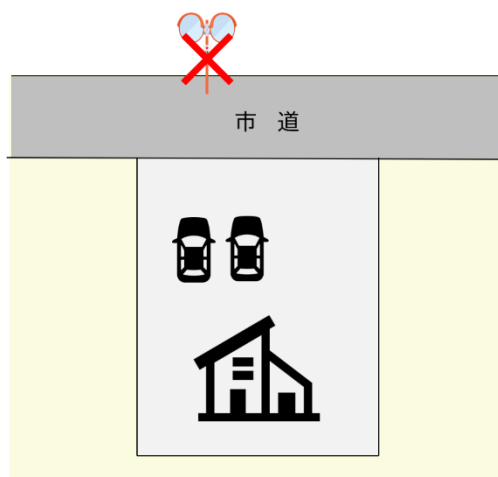


図-3

③ 「止まれ」や「徐行」等の道路交通法により規制がある交差点

カーブミラーを設置することにより、一時停止や徐行義務を怠り、設置する以前より重大事故の発生が危惧されることから、原則、設置しません。ただし、極めて見通しの悪い箇所においては、カーブミラーを設置する場合がありますが、その箇所において一時停止や徐行義務を怠ったことが原因と思われる事故が多発した場合には、速やかにカーブミラーを撤去します。

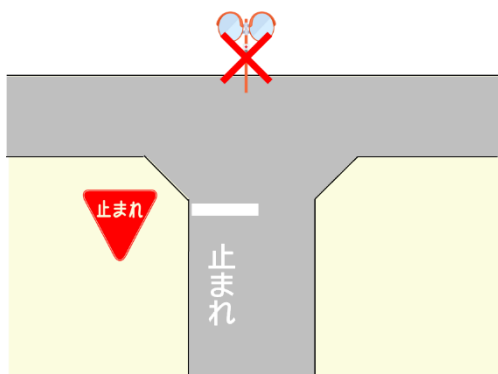


図-4

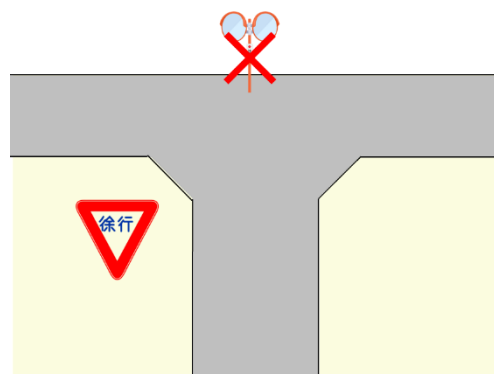


図-5

④ 駐車場にある自動車等の可動物が原因で見通しが悪い場所

自動車や解体用等の防護柵等については、見通しの悪い期間が一時的であるため、市では設置しません。

6. 民有地の形状変更に伴う、公道上に設置されたカーブミラーの移設等について

土地利用事業¹等による民有地内の形状変更（出入り口等の変更）に伴い、公道上に設置されたカーブミラーを移設、または撤去する場合には、原因者負担工事での対応となります。

自己都合による公共物の形状変更等については、管理者の判断のもと、原因者負担工事での対応となります。

¹ 土地利用事業とは、住宅、工場、教育施設、体育施設、遊技施設、資材置場、保養施設又は墓園等の建設の目的で行う一団の土地の区画形質の変更等をいう

7. 撤去について

既存のカーブミラーについては、下記の理由により撤去する場合があります。

- ① 民有地に無償使用で設置されているカーブミラーが、地権者の都合により継続が困難となった場合。
- ② 既にカーブミラーが設置されている交差点で、一時停止や徐行義務を怠ったことが原因と思われる事故が多発した場合には、府中警察署と協議し、撤去する場合があります。

8. 設置後の対応について

- ① カーブミラーが、車両接触等の原因で見えにくくなった場合は、府中市土木課へご連絡ください。角度調整等の対応を行い改善します。なお、車両の接触等により破損したカーブミラーにおいても、角度調整等により必要な視認性を確保できると判断した場合には、継続して使用します。
- ② 接触等による破損が多発した場合、道路の通行または利用上において安全な箇所に設置できていないと判断したときは撤去を検討します。
- ③ カーブミラーの設置においては、道路と道路の交差角度、道路線形や道路勾配等により、必ずしも良好な見通しが確保されるものではありません。そのため、角度調整の依頼がある場合でも断ることもあります。（一方の方が見えやすい等）
- ④ 町内会の要望により設置したカーブミラーにおいて、民有地の樹木等が原因で視認性が低下している場合には、地域により土地所有者へ樹木の選定など改善依頼を行ってください。

9. 設置要望について

以上のことをご理解いただき、お住いの町内会を通じて要望をお願いいたします。

設置の時期につきましては、予算を確保次第行います。

なお、民有地へ設置が必要な場合は、土地無償使用承諾書が必要となります。あらかじめ土地所有者の方に承諾を得るようご協力をお願いいたします。

**※事故が起きたという理由だけでは、カーブミラーの設置理由にはなりません。
事故はあくまでも運転者の責任であり、安全運転を行う義務があります。**

様式 1

年 月 日

府 中 市 長
(土 木 課)

名 前 印
住 所
電話番号

土 地 無 償 使 用 承 諾 書

次の道路反射鏡について、私の所有する土地に（設置・上空越境）することについて承諾いたします。

1 設置場所

府中市 町 番地

2 構造

独立柱	電柱共架
☐ 丸形（１・２）面鏡	☐ 丸形（１・２）面鏡

3 その他条件等

- (1) 道路反射鏡の維持管理は市が行う。
- (2) 土地利用の変化により道路反射鏡が支障となる場合は、原則として撤去ではなく移設とする。その費用は、原因者負担とする。
- (3) 撤去または移設時においては、原則として基礎部分を残置しないよう施工する。ただし、土地所有者が許可した場合は、その限りではない。